

ねとらぼに掲載されたトレバに関する記事の 一部削除を命じる東京地方裁判所の仮処分決定について

当社は、2020年11月23日にウェブサイト「ねとらぼ」に掲載された記事（以下「本件記事」といいます。）について、「ねとらぼ」の運営会社であるアイティメディア株式会社（以下「アイティメディア」といいます。）に対し、当社スタッフが景品の獲得を阻止するために連続プレイ中に遠隔で設定変更している旨の記載及びこれに関連する記載（以下「本件記載」といいます。）の削除を命じる仮処分を東京地方裁判所に申し立て、今般、裁判所はアイティメディアに対して当該記載の削除を命じる仮処分決定を発令しました。

本件仮処分手続を担当した当社代理人弁護士からの報告及び見解等を踏まえた当該手続の概要及び当社の見解等を下記のとおりご説明いたします。

記

1 本件記載の削除について

(1) 当社は、本件記載が摘示する「当社のスタッフが景品の獲得を阻止するために、連続プレイ中にユーザーに隠れて遠隔で故意に設定変更を行い、当社がそのことを認めた」という内容（以下「本件内容」といいます。）は真実に反し、当社の名誉を毀損する極めて悪質なものであるとして、東京地裁に対し、アイティメディアに本件記載の削除を命じる仮処分の申立てをしていました。

審理の結果、裁判所は、当社の主張を認め、本件内容は真実であるとは認められず、真実であると信じるにつき相当の理由があるとも認められないとの見解を示し、本年4月30日付けでアイティメディアに対して本件記載の削除を命じる仮処分決定を発令しました。

(2) 以上のことから明らかなとおり、アイティメディアは、本件内容が真実であることを確認することができておらず、真実であると信じるにつき相当な理由がないにもかかわらず、一般の読者に対してあたかも本件内容が存在するかのような誤解を与える記事を作成したものであり、社会的責任を有するウェブメディアがかような記事を掲載することはあってはならないことであると考えております。

2 その他の記事の内容について

(1) 当社は、本件仮処分の申立てにおいて、本件記載のほか、テストプレイに関する記載や、不具合発生時の当社の対応に関する記載については、トレバの運営や対応全般について述べるものであり、当社の名誉を毀損するものである旨主張して削除を求めていました。

これに対し、アイティメディアは、前者の記載については、単にテストプレイが行われているのか疑問に思われるようなゲーム台が存在するとの取材対象者の個人的な見解を記載したものにすぎず、後者の記載については、単にあるユーザーのプレイ中に不具合が発生したのにポイント返還を拒絶された事例があったことを記載したものにすぎないと反論しました。

裁判所は、審理の過程で、これらの記載については、単に取材対象者が経験した事例を紹介し、これを踏まえた取材対象者個人の意見を記載しているものと理解することができ、トレバ

の運営や対応全般が当該取材対象者が指摘するようなものであるとまで述べるものではない旨の心証を開示しました。

(2) 当社は、これを受け、これらの記載が単に取材対象者個人の意見を記載したにすぎないものであることが確認されたことから、これらの記載の削除の申立ては取り下げました。

アイティメディアは自ら公表する「報道倫理綱領」において「真実を正確に伝え、報道に採りあげられた者の名誉を不当にそこなうような内容であってはならない」と標榜しているにもかかわらず、本件記事の社会的影響を適切に考慮することなく、本件記載のような悪質な内容に加えて、トレバの運営や対応全般が取材対象者が述べるものであるかのような誤解を生じさせる内容を掲載したことは誠に遺憾です。

最後に、当社はこれまで、また今後も、リモート・エンターテイメントを開拓していく企業として、現在のコロナ禍のような状況においても自宅で楽しめる新しいエンターテイメントの開発を企業経営において優先すべき事項として位置づけており、引き続きサービスの品質向上、新しいエンターテイメントの開発・開拓に注力してまいりますので、ご理解のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

以上